

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- すでに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯が、重複して受給することはできません。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

阿蘇市が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

阿蘇市から
確認書が届きます（**要返送**）
※一部申請が必要な場合があります

（注）ただし、世帯全員が市町村民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象ではありません。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和4年10月31日（月）

申請時に阿蘇市に住民登録のある世帯。

【申請書配布窓口】

阿蘇市臨時特別給付金事業対策班（本庁福祉課）、阿蘇市内牧支所、波野支所

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から阿蘇市にお住まいの場合

- 対象の可能性のある世帯には、阿蘇市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、阿蘇市に

返信してください。



(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 対象の可能性のある世帯には、阿蘇市の確認が終わり次第、順次、申請書（請求書）が届きます。

- 誓約・同意事項等を確認し、必要事項を記入のうえ、阿蘇市に

返信してください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（阿蘇市の場合）単身の場合：93万円以下、配偶者を扶養の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに阿蘇市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所もしくは最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

(土日祝、12/29~1/3を除く)

阿蘇市臨時特別給付金事業対策班

阿蘇市一の宮町宮地504-1(本庁 福祉課)

☎0967-22-5700

受付時間 平日9:00~17:15